

沼津市自治会連合会運営費補助金交付要綱

平成10年 8 月 3 日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、市内にある自治会の健全な発展を助長し、市政への協力と自治会活動の充実を目指し、もって豊かで潤いのある地域づくりのために活動している沼津自治会連合会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金)

第2条 補助金は、前条に規定する活動に要する経費の一部を助成するものとする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。